

別紙 3

## 2026 年度業務品質評価基準ガイドライン（B 版）において 新設を検討する評価基準等について（評価・報酬体系・特利関連）

### 1. 新設を検討する評価基準案（評価・報酬体系・特利関連）

○下表に、検討した評価基準案と達成条件の考え方・方向性案を記載しております。

各設問については 2026 年度新設であり、達成条件の拡充・見直しについては、2027 年度以降にも改めて検討してまいります。

#### < 役職員等の評価・報酬体系 >

評価基準案（設問案）	検討した達成条件の考え方・方向性案
<p>代理店内の役職員 * 1 の評価体系（営業目標、人事・業績評価等）や保険募集人に対する報酬体系が整備されている</p> <p>* 1 代理店の役員、使用人（出向、派遣、短時間労働者を含む）の総称です</p> <p>■ 営業部門への過度な圧力を防止する態勢を構築する観点から、<u>役職員</u>に対する不適切なインセンティブとならない評価体系（営業目標、人事・業績評価等）の策定と適切な運用を行うとともに、経営陣やコンプライアンス部門等が営業部門への過度な圧力が生じていない営業推進体制となっていることを定期的に検証する態勢を確保している</p>	<p>次の①～③について必要な措置が講じられていること。</p> <p>① 営業部門への過度な圧力を防止する態勢を構築する観点から<u>役職員</u>に対する不適切なインセンティブ * とならない評価体系を策定・運用している。</p> <p>&lt; 想定される具体例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新契約の獲得に加え、継続率、保全活動の状況、お客様の声等も業績評価の指標としている。</li> </ul> <p>② 策定・運用している評価体系が、営業部門への過度な圧力に基づく営業推進体制となっていないことを経営陣やコンプライアンス部門等が定期的に検証している。</p> <p>&lt; 想定される具体例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス部門等が定期的にも実態を確認・検証のうえ必要に応じて改善策と合わせて経営陣に報告し、経営陣は報告内容を検討のうえ、改善を図っている。</li> <li>・経営陣等が、営業推進体制を定期的に検証する態勢を確保している</li> </ul> <p>③ 役職員の評価体系が、不適切なインセンティブ * となっていないこと、およびお客さまの最善の利益の実現と自社の顧客本位の業務運営とを阻害する要因となっていないことを、不適切事案や苦情等の発生件数や</p>

- 適切な保険募集態勢を確立する観点から、保険募集人に対する報酬体系が過度に業績重視とならないよう策定等を行い、適切に運用している

管下保険募集人の継続率等の多角的な視点から、コンプライアンス部門等または経営陣が定期的に検証し、問題ないことを確認している旨を詳細説明欄にて申告すること。

- \* 調査では、代理店が規定する評価体系が不適切なインセンティブに該当するか否かの判断は行わず、当該評価体系がお客さまの最善の利益の実現や、顧客本位の業務運営の阻害要因とならないよう、PDCAを回しながら経営陣等による確認・検証が実施されているかについて確認し判定します。

次の①～③について必要な措置が講じられていること。

- ① 適切な保険募集態勢を確立する観点から、保険募集人に対する報酬体系が過度に業績重視\*とならないよう策定している。

<想定される具体例>

- ・新契約の獲得に加え、継続率、保全活動の状況、お客様の声等も報酬算定の際の指標としている。

- ② 策定した報酬体系に則った運用が行われている。

<想定される具体例>

- ・コンプライアンス部門等が定期的の実態を確認・検証のうえ改善策と合わせて経営陣に報告し、経営陣は報告内容を検討のうえ、必要に応じて改善を図っている。

- ③ 保険募集人の報酬体系が、過度に業績重視\*となっていないこと、およびお客さまの最善の利益の実現と自社の顧客本位の業務運営とを阻害する要因となっていないことを、不適切事案や苦情等の発生件数や保険募集人個々の継続率等の多角的な視点から、コンプライアンス部門等または経営陣が定期的に検証し、問題ないことを確認している旨を詳細説明欄にて申告すること。

- \* 調査では、代理店が規定する報酬体系が過度な業績重視に該当するか否かの判断は行わず、当該報酬体系がお客さまの最善の利益の実現や、顧客本位の業務運営の阻害要因とならないよう、PDCAを回しながら経営陣等による確認・検証が実施されているかについて確認し判定します。

<b>&lt;特別利益の提供に該当する懸念がある取引の防止&gt;</b>	
評価基準案（設問案）	検討した達成条件の考え方・方向性案
<p>保険募集人の本人契約や家族契約に対する報酬について、保険料の割引・割戻しに該当しないよう適切な措置を講じている</p> <p>■ 保険募集人が当該募集人自身を契約者もしくは被保険者とする契約を取扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該保険契約の対価）を支払わない措置を講じている</p> <p>■ 保険募集人が「<u>当該募集人と生計を一にする家族を契約者もしくは被保険者とし、かつ、当該募集人が実質的に保険料を負担する</u>」契約を取扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該契約の対価）を支払わない措置を講じている</p>	<p>■ 保険募集人が当該募集人自身を契約者もしくは被保険者とする契約を取扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該契約の対価）を<u>支払わない旨を規定していること。</u></p> <p>または</p> <p>■ 保険募集人が<u>当該募集人自身を契約者もしくは被保険者とする契約の取扱いを禁止する旨を規定している。</u></p> <p><u>前記のいずれかの措置に加え、以下の態勢を整備していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ コンプライアンス部門等が当該契約の有無を定期的に確認・検証している。</li> <li>■ 該当の契約が確認された場合、コンプライアンス部門等が、報酬が支払われていないことを確認している。</li> <li>■ 当該事項に係る社内規程等の遵守等について保険募集人等に教育・研修を実施している。</li> </ul> <p>■ 保険募集人が「<u>当該募集人と生計を一にする家族を契約者もしくは被保険者とし、かつ、当該募集人が実質的に保険料を負担する</u>」契約を取扱った場合に、<u>当該募集人に対して報酬（当該契約の対価）を支払わない旨を規定している。</u></p> <p>または</p> <p>■ 保険募集人が「<u>当該募集人と生計を一にする家族を契約者もしくは被保険者とし、かつ、当該募集人が実質的に保険料を負担する</u>」契約の<u>取扱いを禁止する旨を規定している。</u></p> <p><u>前記のいずれかの措置に加え、以下の態勢を整備していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ コンプライアンス部門等が当該契約の有無を定期的に確認・検証している。</li> <li>■ 該当の契約が確認された場合、コンプライアンス部門等が、報酬が支払われていないことを確認している。</li> <li>■ 当該事項に係る社内規程等の遵守等について保険募集人等に教育・研修を実施している。</li> </ul>

以上